

平成27年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月11日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成27年3月11日 午後1時30分
1. 出席議員 12名
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 真木好朗君 | 2番 | 池田文男君 |
| 3番 | 十川敬三君 | 4番 | 佐久間勇君 |
| 5番 | 岡部順一君 | 6番 | 小林喜久男君 |
| 7番 | 岩崎剛久君 | 8番 | 平野明彦君 |
| 9番 | 藤井修君 | 10番 | 鵜田剛君 |
| 11番 | 鈴木幹雄君 | 14番 | 武次治幸君 |
1. 欠席議員 2名
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 12番 | 平野良一君 | 13番 | 高橋恭市君 |
|-----|-------|-----|-------|
1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 管理者 | 鈴木洋邦君 | 副管理者 | 佐久間清治君 |
| 監査委員 | 福原敏夫君 | 会計管理者 | 大橋容子君 |
| 事務局長 | 関口友裕君 | 総務課長 | 前田雅章君 |
| 管理課長 | 天笠清君 | 建設課長 | 刈込利雄君 |
| 総務課主幹 | 笈川知洋君 | 管理課処理場長 | 池田一郎君 |
| 管理課長補佐 | 平野浩一君 | 建設課長補佐 | 中山徳幸君 |
| 総務課総務係長 | 石井太君 | | |
1. 職務のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|---------|------|-------|-------|
| 総務課主任主事 | 木村英樹 | 総務課主事 | 山岸文二郎 |
|---------|------|-------|-------|

開会及び開議

平成27年3月11日午後1時30分

○議長（鈴木幹雄君） 皆様、こんにちは。本日は大変お忙しいところご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日、東日本大震災4周年追悼のため、午後2時46分から1分間の黙禱をささげますので、ご協力をお願いいたします。

諸般の報告

○議長（鈴木幹雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年11月分から27年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ごらんください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第415号

平成27年3月11日

君津富津広域下水道組合議会

議長 鈴木幹雄様

君津富津広域下水道組合

管理者 鈴木洋邦

議案の送付について

平成27年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について下記のとおり送付します。

記

議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例及び君津富津広域下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 平成26年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）

議案第3号 平成27年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について

議案第4号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計予算

○

議事日程の決定

- 議長（鈴木幹雄君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

- 議長（鈴木幹雄君） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

- 管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日、平成27年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、市議会定例会開会中のご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定1件、平成26年度の補正予算、27年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の4議案でございます。
後ほど、提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いたします。
- 議長（鈴木幹雄君） 以上で、管理者の挨拶を終わります。

○

日程第1 会期の決定

- 議長（鈴木幹雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
- 議長（鈴木幹雄君） ご異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木幹雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第81条の規定により、4番、佐久間勇君、5番、岡部順一君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第4号まで

- 議長（鈴木幹雄君） 日程第3、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。
なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。
直ちに提案理由の説明を求めます。
管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 議案第1号から議案第4号までを一括して、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例及び君津富津広域下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整理しようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成26年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）。

本議案は、歳入歳出予算からそれぞれ5,593万7,000円を減額し、補正後の予算額を27億7,264万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容は、君津汚水2号幹線築造事業や、八重原雨水幹線築造事業などに変更が生じたことに伴い、事業費及びその財源を調整するとともに、人件費及び地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。

また、これとあわせて、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成27年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について。

本議案は、議案第4号の平成27年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、総額23億8,919万2,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第4号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木幹雄君） 続いて補足説明を求めます。

事務局長、関口友裕君。

（事務局長関口友裕君登壇）

○事務局長（関口友裕君） 議案第1号から議案第4号までについて補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例及び君津富津広域下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案の1ページ及び議案資料の1ページをあわせてごらんください。

今回の改正は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例中の関係規定を整理するもので、条文中から「特定独立行政法人」の名称がなくなったため、「特定独立行政法人」の名称を引用しております本組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の2条例について、その引用部分を新たに独立行政法人通則法に規定されました「行政執行法人」との名称に改めるものであります。

附則におきまして、この条例の施行日は平成27年4月1日と定めております。

次に、議案第2号 平成26年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の3ページをお開きください。

初めに、第2表繰越明許費であります。君津富津終末処理場機械棟設計業務委託事業につきまし

て、入札不調による設計内容の見直し及び見積もりの再徴取に伴う価格見直しによる入札時期の遅延のため、業務委託の開始が遅れたためであります。

また、八重原雨水幹線築造事業につきましては、ガス管の防護対策及び架線の移設等に不測の日数を要したためであります。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金4,076万円の減額は、事業費の確定に伴うものであります。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の4,235万6,000円の減額は、財源調整のためのものであります。

次に、6款諸収入、3項雑入、1目雑入の2,395万4,000円の増額は、平成25年度分に係る東京電力株式会社からの原子力損害賠償金の受入れによるものであります。

次に、7ページをごらんください。

8款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入の322万5,000円の増額は、人見第1・第2ポンプ場改築更新に伴う鉄屑等の発生物品の売払収入で、今回、新たに計上するものであります。

次に、8ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の120万円の増額及び、3款土木費、1項下水道管理費、1目公共下水道維持管理費の71万9,000円の増額、また9ページに移りまして、3目処理場維持管理費の10万7,000円の増額は、平成26年4月1日付けの人事異動及び、昨年12月の給与改定に伴う職員の人件費に係る補正であります。

9ページ下段、1目公共下水道新設改良費は4,025万2,000円の減額となりました。主な内容は、職員の人件費に係る740万2,000円の減額、また13節委託料の5,262万1,000円の減額は、君津污水2号幹線築造事業における、国庫補助金の内示額の減に伴う設計の見直しや予算の組み替えによる減額、八重原雨水幹線築造事業における、東京ガス株式会社との協議によるガス管の防護対策強化に伴う増額などで、委託料全体では減額となっております。

なお、15節工事請負費の2,387万1,000円の主な増額理由は、君津污水2号幹線築造事業において、当初、委託としていた工事の一部を組合発注としたため、委託料より工事請負費へ予算の組み替えを行ったことによるものであります。

次に、10ページをお開きください。

4款公債費、1項公債費、2目利子の1,771万1,000円の減額は、年度内借入組合債の確定に伴い、その償還利子を補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ5,593万7,000円を減額し、補正後の予算総額を27億7,264万6,000円にしようとするものであります。

なお、11ページからは、予算に関する説明書のうち給与費明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議案第3号 平成27年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてご説明申し上げますので、議案の3ページをお開きください。

君津富津広域下水道組合を構成する君津市、富津市の負担金の負担割合については組合規約第14条第2項に定められておりますが、同条第3項で、「組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる」と規定されているところであります。

これに基づき、3ページ下段の1及び2に掲げる経費については、平成27年度においても従来どおりの取り扱いとし、1の終末処理場の維持管理費のうち、雨水処理経費は君津市の負担とし、また、汚水処理経費は両市が実績汚水量比により負担するものであります。

なお、平成27年度の実績汚水量比は、君津市が88%、富津市が12%と見込んでおります。

次に、2の一般職の職員等の人件費及び定期健康診断に係る経費は派遣市の負担とし、議会費や総務費等の一般事務経費については、両市が均等負担するものであります。

なお、一般職の職員は、君津市20名、富津市9名を見込んでおります。

次に、議案第4号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計予算についてご説明申し上げますので、議案別冊、当初予算書をごらんください。

初めに、27年度の主な建設事業からご説明申し上げますので、当初予算書の32ページと、最後のページの事業箇所図をあわせてごらんいただきたいと存じます。

32ページに事業一覧を掲げてありますが、27年度では、①及び⑥の君津富津終末処理場築造事業、④及び⑧の公共下水道事業計画変更事業、⑤及び⑨の公共下水道アクションプラン策定事業のほか、君津市では、②八重原雨水幹線築造事業、③台1・2丁目合流管築造事業を、富津市では、⑦汚水枡設置事業を実施いたします。

なお、君津汚水2号幹線築造事業については、平成24年度より継続実施してまいりましたが、平成26年度事業が一部区間を除いて繰越明許の議決をいただいていることから、27年度は新規契約をせず、繰越事業を確実に実施し、28年度事業につなげてまいりたいと考えております。

また、富津汚水2号幹線築造事業については、平成25年度に着工し事業を進めてまいりましたが、当分の間、休止することといたしましたので、ご報告いたします。なお、休止期間は最長で5年と考えており、その間さまざまな観点から、再度事業の精査を行ってまいりたいと考えております。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

初めに、第2表地方債であります。これは、先ほど申し上げました公共下水道整備事業のための地方債を借り入れるに当たり、3億8,990万円を限度とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

次に、歳入歳出の主な内容をご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市負担金、7億6,000万円の内訳は、君津市が4億8,000万円、富津市が2億8,000万円となり、前年度に対し君津市が6,000万円の減額、富津市が9,000万円の減額であります。主な減額理由は、両市管渠事業など、建設事業費及び起債償還費の減によるものであります。

なお、2目下水道事業受益者負担金は59万8,000円で、富津市第2負担区及び第3負担区の滞納繰越分であります。

次に、3目認可区域外流入負担金601万8,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金であります。

次に、9ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料は 7 億 6,662 万円で、君津地区、富津地区ともに契約件数及び大口使用者の使用量の増により、26 年度に対し 1.8% の増収を見込んでおります。

2 目占用料、3 万 2,000 円は、当組合用地に係るガス管、電柱等の占用料であります。

3 目総務使用料、1 万 2,000 円は、君津富津終末処理場職員 2 名分の駐車場使用料であります。

次に、2 項手数料、1 目下水道手数料 61 万 6,000 円は、排水設備の工事完了検査や指定工事店の登録更新及び新規申請等に係る手数料であります。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金は、君津富津終末処理場築造事業の財源として、3 億 690 万円を見込んでおります。

次に、10 ページをお開きください。

4 款県支出金は、予算科目を確保するため計上するものであります。

次に、5 款繰越金は 1 億 5,845 万 6,000 円で、前年度に対し 276 万 5,000 円の減額となっております。

次に、6 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項組合預金利子及び 3 項雑入を合わせまして、合計 3 万 9,000 円を計上しております。

次に、7 款組合債は 3 億 8,990 万円で、公共下水道整備事業に係る借入金であります。

次に、12 ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は 194 万 3,000 円で、組合議員 14 名に係る報酬、費用弁償等の運営費であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は 7,763 万 5,000 円で、これは特別職 2 名分の報酬、事務局長及び総務課職員合わせて 8 名分の人件費のほか、次の 14 ページの、14 節の事務機器等借上料、19 節の庁舎維持管理負担金等を計上しております。

なお、前年度に対し 2,870 万 2,000 円減額の主な理由は、市町村総合事務組合市町村負担金条例の一部改正により、当組合は負担金を課せられなくなったためであります。

次に、15 ページの 2 項監査委員費、1 目監査委員費は 33 万 7,000 円となり、監査委員 2 名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、16 ページをお開きください。

3 款土木費、1 項下水道管理費、1 目公共下水道維持管理費は 2 億 1,469 万 9,000 円で、これは公共下水道維持管理に要する経費でありまして、管理課職員 9 名分の人件費、11 節の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、13 節では、君津、富津両市水道部に委託している下水道使用料賦課徴収業務等の委託料を、19 節では水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

なお、前年度に対し 597 万 5,000 円増額の主な理由は、職員の人事異動等に伴う人件費や新規委託業務 2 件を計上したためであります。

次に、18 ページをお開きください。

2 目都市下水路維持管理費は 308 万 7,000 円で、13 節の清掃業務等委託料などを計上しております。

次に、3 目処理場維持管理費は 5 億 33 万 7,000 円で、処理場職員 2 名分の人件費、11 節の機械・設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、13 節の処理場維持管理業務等委託料等を計上しております。

なお、前年度に対し 771 万 5,000 円減額の主な理由は、脱水汚泥処理費の減額によるものであります。

2 項下水道建設費、1 目公共下水道新設改良費は 8 億 232 万 8,000 円で、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、建設課職員 10 名分の人件費のほか、20 ページをごらんください。

先ほど、事業一覧のところでご説明しました事業のうち、13節委託料に係る事業は、終末処理場築造事業、事業計画変更事業、アクションプラン策定事業の3事業で、15節工事請負費に係る事業は、君津地区の雨水幹線築造事業及び合流管築造事業の2事業、富津地区の汚水柵設置事業でございます。

なお、前年度に対し4億434万2,000円減額の主な理由は、管渠事業の見直し、または休止による事業費の減でございます。

次に、22ページをお開きください。

4款公債費、1項公債費、1目元金5億4,818万8,000円は長期債の償還元金であり、また、2目利子では長期債の償還利子のほか、一時借入金の借入最高額を5億円とし、その利子164万4,000円を計上しております。

次に、5款予備費は1,500万円で、前年度と同額としております。

以上が歳入歳出予算の概要でありまして、歳入歳出それぞれ23億8,919万2,000円で、前年度に対し5億1,964万1,000円の減額となりましたが、その主な理由は、建設事業費及び公債費の減でございます。

なお、事項別明細書以外の予算に関する説明書といたしまして、23ページから29ページまでが給与費明細書であります。

そのうち28ページをお開きください。

下表のキ地域手当をごらんください。

富津市派遣職員については、平成25年1月より富津市の給与条例を適用していることから、平成26年度に引き続き、支給率をゼロパーセントで計上しております。

続きまして、30ページが継続費に関する調書、31ページは、地方債の現在高に関する調書でございますが、27年度末の地方債の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり92億898万3,000円で、内訳は、君津地区68億6,485万6,000円、富津地区23億4,412万7,000円となる見込みでございます。

以上で議案第1号から議案第4号までの補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木幹雄君） 以上で、補足説明を終わります。

これより、議案ごとに順次、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例及び君津富津広域下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報保護条例及び君津富津広域下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成26年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

2番、池田文男君。

○2番（池田文男君） 失礼します。通告をしておりますけれども、君津富津広域下水道組合会議規則第52条により質問よろしいでしょうか。

○議長（鈴木幹雄君） はい、許可いたします。

○2番（池田文男君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

ご承知のとおり、4年前の3月11日、大変な損害を受けまして、きょう、テレビ等々あちこちで、東北のほうの人をしのんでおりました。

そういった関係もあるんでしょうけれども、6ページになりますけれども、雑収入のところをお聞きしたいと思います。ここに原子力損害賠償金ということで、2,395万4,000円が計上されております。これは、確かにあちこちの民間等でもこういった形で東電への賠償金ということで伺っておりますが、今後、平成27年度について、当下水道組合といたしましては、大切な水を扱っていることもありますから、関連性についてどのように考えているのか、また、それに該当するのかどうか、素朴な疑問があるんですけれども、そのことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木幹雄君） 管理課長、天笠清君。

○管理課長（天笠清君） 管理課長の天笠です、よろしく願いいたします。

今のご質問についてお答えいたします。まず、この雑入の内訳でございますけれども、震災前に委託をしておりました汚泥処分業者、これが放射性物質を含んだ汚泥を処理できなくなったために、新たに処理できる業者に委託をしたわけですけれども、その際に、処分単価が高騰しました。その高騰した差額の分と、あと放射線の測定委託費を損害賠償として東電に請求したものでございます。

今後の件でございますけれども、一応、東電は汚泥のセシウム100ベクレルが一つの目安としておりまして、100ベクレル以下であれば対象外だという、話を聞いてございます。

したがいまして、現在、25年10月から100ベクレル以下で推移しております。

今後は、放射能測定委託分のみが対象になるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第2号 平成26年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成27年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第3号 平成27年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第4号 平成27年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木幹雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩宣言 午後2時15分

○

再開宣言 午後2時17分

○議長（鈴木幹雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○

追加議案の受理報告

○議長（鈴木幹雄君） ただいま、管理者より追加議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

○

(参照)

君富下総第448号

平成27年3月11日

君津富津広域下水道組合議会
議長 鈴木幹雄様

君津富津広域下水道組合
管理者 鈴木洋邦

追加議案の送付について

平成27年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する追加議案について下記のとおり送付します。

記

議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 工事委託契約の変更について

○

議事日程の変更の決定

○議長（鈴木幹雄君） 会議規則第21条の規定により、日程の変更についてお諮りいたします。

印刷配付いたしました日程その2のとおり日程を変更したいと存じますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程その2に従いまして、会議を進めてまいりたいと存じます。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第4 議案第5号から議案第8号まで

○議長（鈴木幹雄君） 日程第4、議案第5号から議案第8号までを一括議題といたします。

日程第4、議案第5号から議案第8号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） ただいま追加提案いたしました、議案第5号から議案第8号までを一括して、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、一般職の職員の給与等について千葉県人事委員会の勧告を参考に、給与制度の総合的な見直しを行うため、関係する条例の規定を整備しようとするものでございます。

千葉県人事委員会は、平成26年10月に、平成27年度の県職員の給与について、民間給与との較差を埋めるため、所要の措置を講じるよう勧告しました。

本組合においても、この勧告を踏まえ、給料月額引き下げ、諸手当の見直し、時間外勤務代休制度の導入などを行おうとするものでございます。

次に、議案第6号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成25年1月から実施している給与の減額措置の期間が終了することにより、本組合の構成団体である君津市と同様に、減額措置を一年間延長しようとするものでございます。

次に、議案第7号 君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、分限処分または懲戒処分をする職員の所在が不明であった場合の、書面の交付手続を定めるなど、実状に応じた改正を行うとともに、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、失職の特例を創設しようとするものでございます。

次に、議案第8号 工事委託契約の変更について。

本議案は、平成26年3月12日の本組合議会において、契約金額1億8,652万円で公益財団法人千葉県下水道公社と工事委託契約の変更について可決いただきました八重原雨水幹線築造工事委託につきましては事業を進めてまいりましたが、先ほど、繰り越しを含む予算の補正について可決いただきましたことから、契約金額を2億3,302万円に変更しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第5号から議案第8号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、議案第5号から議案第7号までにつきまして事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木幹雄君） 続いて補足説明を求めます。

事務局長、関口友裕君。

（事務局長関口友裕君登壇）

○事務局長（関口友裕君） 議案第5号から議案第7号までについて補足説明申し上げます。

まず、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表にてご説明申し上げます。

議案資料（その2）の1ページをごらんください。

右側が現行条例で、左側が改正案であります。

初めに、一般職の職員の給与等に関する条例第5条、昇給の基準についてですが、第2項及び第3項は、職務の級が7級以上の職員の昇給を1号給抑制する規定を追加するものであります。

次に、第12条、住居手当についてですが、第1項は、第2号の規定を削除し、住居手当のうち持ち家に係る手当を廃止するもので、第2項の改正は、2ページの第2号の持ち家手当の額を削除するものであります。

次に、第15条、時間外勤務手当についてですが、3ページの第3項を第2項に繰り上げ、第2項を

第3項とし、新たに第2号を追加し、月60時間を超えて勤務した職員が同一週外に週休日を振替をした場合、割増時間外勤務手当の支給割合を100分の50とするものであります。

また、新たに第4項を追加し、月60時間を超えて時間外勤務した場合、手当に代えて代休を指定できる時間外勤務代休制度の導入により、支給しない額を規定したものであります。

次に、4ページの第16条休日勤務手当及び5ページの第17条夜間勤務手当についてですが、第18条において、勤務1時間当たりの給与額を、支給単価と減額単価に分けるための改正をすることによる文言の整理であります。

次に、第18条勤務1時間当たりの給与額の算定についてですが、第1項は、勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法を変更するもので、支給単価から住居手当を削り、年間勤務時間から祝日等を減らすものであります。

第2項は、減額単価の規定を新たに追加するものであります。

次に、第21条の2管理職員特別勤務手当についてですが、第2項を新たに追加し、平日深夜に勤務した場合にも手当を支給しようとするもので、現行の第2項を第3項とし、第3項に2号を追加し、平日深夜の支給額を定めるものであります。

次に、第24条、給与の減額についてですが、時間外代休制度の新設に伴い、給与の減額対象から時間外代休を取得した場合を除くものであります。

また、附則第12項で、55歳以上かつ7級以上職員の給料、1.5%の減額措置の期間を、当分の間としていたものを平成30年3月31日と期日を定めたものであります。

別表第1は改正後の給料表でございます。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3、時間外勤務代休時間についてですが、時間外勤務代休制度の導入に伴い、月60時間を超えて時間外勤務した場合、手当にかえて代休を指定できる規定を新たに追加するものであります。

次に、第10条休日の代休日についてですが、祝日や年末年始の代休日を指定する場合には、指定する日から時間外代休を指定した日を除くものであります。

次に、第15条介護休暇、及び第16条組合休暇については、第18条において、勤務1時間当たりの給与額を、支給単価と減額単価に分けるための改正を行うことによる文言の整理であります。

次に、改正附則第7項により平成19年4月より実施してまいりました現給補償制度の期限を平成27年3月31日までと定めております。

その他、主な改正といたしましては、議案綴り（その2）、もう1冊のほうになりますけれども、その9ページをお開きください。

附則第3項は、平成27年4月1日の給料表の改正に伴う現給補償について規定したもので、期間を平成30年3月31日までとするものであります。

附則第7項は、住居手当のうち、持ち家に係る手当の経過措置を定めたもので、現在6,000円の手当を、平成27年度は3,000円、28年度は1,500円、29年度は廃止するものであります。なお、8ページの附則第1項により、施行期日を平成27年4月1日と定めております。

ただし、第3条の規定は施行期日を公布の日とし、第1条中、第5条に係る改正は、施行期日を平成28年7月1日と定めております。

次に、議案第6号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

新旧対照表にてご説明申し上げます。

議案資料（その２）の10ページをごらんください。

第1条、一般職の職員の給与等に関する条例の特例についてですが、第1項は、平成25年1月1日から平成27年3月31日までの給与の減額特例期間を、平成28年3月31日まで延長するものであります。

第2項は、減額の対象を給料のみとし、算定基礎である地域手当、期末・勤勉手当の減額に係る規定を削除するものであります。

次に、12ページをお開きください。

第3項は、時間外、休日、及び夜間勤務手当に係る規定を削除し、給与の減額単価の算出基礎から、地域手当を除くものであります。

第4項は、前3項の規定を改正したことによる文言の整理であります。

第2条及び第3条は、介護休暇、組合休暇、及び部分休業について、上段の第3項の規定を適用するものであります。

なお、施行期日は平成27年4月1日であります。

次に、議案第7号 君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表にてご説明申し上げます。

議案資料（その２）の14ページをお開きください。

今回の改正は、職員を分限または懲戒処分する場合の手続を適切かつ円滑に実施できるよう所要の改正を行い、また地方公務員法第28条第4項による失職の特例を設けるものであります。

初めに、第1条による改正から説明いたします。

第2条降任、免職及び休職の手続についてですが、第1項は地方公務員法第28条第2項第1号に規定する、心身の故障のため長期休暇を要する職員を休職させる場合の診断を医師2名から1名に変更するものであります。

また、新たに第3項を追加し、分限処分の際、処分を受ける職員の所在が不明の場合は、2週間の告示期間をもって書面の交付にかえることができる旨を規定するものであります。

次に、第3条休職の効果についてですが、心身の故障による休職期間について、復職後1年以内に同じ疾病により休職する場合は、前後の期間を通算するものであります。

次に、15ページをごらんください。

第5条失職の特例についてですが、職員が禁固以上の刑に処せられ、執行猶予されたものについて、その罪が過失によるもので、かつ情状を考慮し、特に必要があると認める場合には、その職を失わないことができるとするものであります。

次に、第2条による改正について説明いたします。

第2条懲戒の手続についてですが、第2項を追加し、懲戒処分の際、処分を受ける職員の所在が不明の場合、2週間の告示期間をもって書面の交付にかえることができるものとするものであります。

附則において、条例の施行期日を平成27年4月1日と定めております。

以上で議案第5号から議案第7号までについての補足説明を終わりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木幹雄君） 以上で補足説明を終わります。

これより、議案ごとに順次、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

4番、佐久間勇君。

○4番(佐久間勇君) この場でいただいた議案ですので、通告する時間がないもので、君津富津広域下水道組合会議規則第52条により質問したいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長(鈴木幹雄君) 許可いたします。

○4番(佐久間勇君) 許可いただきましたので、質問させていただきます。

まず、この時間外の休暇制度ということと、時間外の勤務体制なんですけれども、派遣関係市との整合性といいますか、それはどういう形になっているかお聞きしたいんですが。

○議長(鈴木幹雄君) 総務課長、前田雅章君。

○総務課長(前田雅章君) お答えします。現在君津・富津、両市職員が派遣されて一つの組合におけるわけなんですけど、違うところは給与に関する条例のみとなっております、それ以外の条例につきましては、君津の職員も富津の職員も同等でございます。

以上でございます。

○議長(鈴木幹雄君) よろしいですか。

○4番(佐久間勇君) はい。

○議長(鈴木幹雄君) ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。
議案第6号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案

に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第7号 君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 工事委託契約の変更について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第8号 工事委託契約の変更について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

先ほど申し上げました、東日本大震災4周年の追悼のため、1分間の黙禱をささげたいと思いますので、今しばらくお待ちください。

休憩宣言 午後2時45分

○

再開宣言 午後2時47分

○議長(鈴木幹雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○

日程第5 議員の派遣について

○議長（鈴木幹雄君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと存じます。

目的は、議会運営に関する行政視察でございます。

終末処理場より搬出しております脱水汚泥の処分先のリサイクル状況を視察し、本組合の今後の事業推進に資するため、平成27年7月3日に、搬出先であります埼玉県太平洋セメント株式会社熊谷工場に組合議員全員を派遣することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（鈴木幹雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

○

○議長（鈴木幹雄君） 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

本年度につきましては、一部事業の繰り越しがありましたが、事業を計画的に推進し、処理区域の整備に向けて努力してまいり所存でありますので、引き続き議員皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

○議長（鈴木幹雄君） これをもちまして、平成27年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

平成27年3月11日午後2時50分

閉会